

◆ さまざまな課題に対応するために

伊賀市の組織を一部変更します

【問い合わせ】総務課

☎ 22-9601 FAX 22-9672

✉ soumu@city.iga.lg.jp



4月1日から、次のとおり行政組織を変更します。
伊賀市の組織と電話番号、主な業務の一覧は、広報
いが市4月1日号の別冊に掲載しています。

◆特定事業を推進するための係を設置します

- 三重国体に向けた運営体制の充実のため
事業推進係、競技運営係（国体推進課）
- 遊休市有財産の有効活用のため
資産活用係（管財課）

◆新たに室を設置します

- 特定空き家や空き家バンクの対応強化のため
空き家対策室（市民生活課）

◆総務課の歴史資料係を文化財課に配置変更します

- 事業の統合と効率化のため
歴史資料係（文化財課）

◆ 起業する人や事業改善を行う人を支援します

起業・事業承継促進事業補助金

【問い合わせ】商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9695

✉ shoukou@city.iga.lg.jp

市内での新たな事業主体の創出と市内事業者の事業
の改善を促進し、地域経済の維持・発展のため、起業
する人や事業改善を行う人に対し、その経費の一部を
補助金として交付します。

【対象事業】

①地域と連携した起業支援事業

対象：市外の個人または法人

市内にある空き家・空き店舗を利用し、市内の団
体などと協働で新たな事業を創出する事業

②起業支援事業

対象：起業する個人または法人

市内にある空き家・空き店舗を利用し、新たな事
業を創出する事業

③事業承継支援事業

対象：市内に事業所などがある個人または法人

世代交代を含めた経営革新や事業の改善を行う事業

※①～③とも上記以外に要件があります。

【補助金額】

改修費・付帯設備費・広告宣伝・商品開発などに要
する経費の2分の1以内

① 50万円～300万円

② 20万円～100万円

③ 20万円～40万円

【応募方法】

応募申請書を記載し、必要書類を添えて提出してく
ださい。応募申請書や募集要項などは市ホームページ
からダウンロードできます。

【応募期限】

6月14日（金）午後5時

※審査会を開催し、事業者の選考を行います。

【応募先】 商工労働課



◆一緒に都市の将来像を考えませんか

都市マスタープラン策定委員会委員募集

【問い合わせ】都市計画課

☎ 22-9731 FAX 22-9734

✉ tokei@city.iga.lg.jp

市では、平成 22 年度に策定した「伊賀市都市マスタープラン」について、社会情勢の変化や都市の整備・開発など都市計画に関する基本的な方針を見直すため、新たな「伊賀市都市マスタープラン」を策定します。この策定にあたり、委員を募集します。

【応募資格】

- 市内在住の満 20 歳以上の人
- 市が設置する審議会・市の附属機関の委員でない人
- 市議会議員・市職員でない人

【募集人員】 2 人以内

【任期】

委嘱の日から計画を策定する日まで（概ね 2 年間）

【報酬】

市の規定で定める額

【開催回数】

年 2 回程度（原則として平日昼間）

【応募方法】 応募動機を 800 字以内にまとめ、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・電話番号を記載の上、ファックス・郵送・E メール・持参のいずれかで提出してください。

※様式は自由です。また提出書類は返却しません。

【応募期限】

4 月 25 日（休） 午後 5 時必着

【選考方法】

作文審査により選考し、委員の構成比率を考慮して決定します。選考結果は応募者に書面で通知します。

お知らせ 下水道などを使用している家庭の皆さんへ

公共下水道・農業集落排水処理施設・青山地域の公共設置型浄化槽を使用している家庭で、次に該当する場合は、必ず届け出てください。

水道の開閉栓とは連動していませんので、別で届け出てください。

○転出（転居）・転入・死亡・出生・就学・長期出張などで、使用人数に変更があったとき

※ゆめが丘の公共下水道・青山地域の公共設置型浄化槽の使用者は、使用人数に変更が生じて届け出の必要はありません。

○死亡などにより使用者が変わったとき

○排水設備の使用を休止・開始するとき

※届出用紙は、上下水道部営業課・各支所住民福祉課にあります。

【問い合わせ】

上下水道部営業課

☎ 24-0003 FAX 24-0006



お知らせ 野外焼却はやめましょう

廃棄物の野外焼却は、法律により一部の例外を除いて禁止されています。地面に掘った穴やドラム缶での焼却なども野外焼却に含まれ、法律に違反した場合、5 年以下の懲役もしくは、1,000 万円以下の罰金またはその両方に処せられます。

住宅密集地では、野外焼却がさまざまな苦情の原因となります。畑や庭から出た草木は、堆肥にする、乾燥させて可燃ごみに出すなど、できる限り焼却以外の方法で処分しましょう。

◆野外焼却の例外

○農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

○たき火など、日常生活の焼却であって軽微なもの

※焼却によって大量の煙や臭いが発生するため、近隣の迷惑とならないように最小限にとどめてください。

【問い合わせ】

環境政策課

☎ 20-9105 FAX 20-9107

伊賀市の人口・世帯数
（平成 31 年 2 月 28 日現在）
人口 92,046 人
（男）45,144 人
（女）46,902 人
世帯数 40,414 世帯

三重とこわか国体

開催まであと **908** 日

デモンストラレーションスポーツ
普及隊募集中

【問い合わせ】

国体推進課

☎ 43-9100 FAX 43-9102



今月の納税

●納期限 5 月 7 日（火）

納期限内に納めましょう
固定資産税（1 期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612